

会員資格規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人災害ボランティアネットの資格及び入会手続きに関する事項は本規定の定めるところによる。

(会員の種別)

第2条 特定非営利活動法人災害ボランティアネットの会員は次の2種とする。

- (1)正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は法人。
- (2)賛助会員 本法人の目的に賛同し、その発展を助成しようとして入会した個人又は法人。

第2章 入会及び会費

(入会資格)

第3条 正会員は、次の掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 社会奉仕活動に理解と熱意があること。
 - (2) ボランティア活動に意欲的なこと。
- 2.賛助会員は、次の掲げる条件を満たさなければならない。
- (1)本法人の目的を理解し、本法人の規定を遵守するものでなければならない。
 - (2)賛助会員は、正会員を兼ねることはできない。

(入会)

第4条 本法人の正会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が、会員の資格に適合すると認めたときには、入会を拒否すべき正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2.理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第5条 本法人の会費は、次のとおりとする。

正会員の年会費	1口 10,000円	1口以上
賛助会員の年会費	1口 3,000円	1口以上

- 2.会費は、当該年度の会費を毎月末日までに納入しなければならない。
- 但し、年払い、振替えもできるものとする。

第3章 資格の喪失及び除名、退会

(会員の資格の喪失)

第6条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が解散したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第7条 会員は、理事長が別に定める退会届を知事帳に提出して任意に退会することができる。

2.正会員が死亡し、又は正会員である団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が、この法人の名誉を毀損し、又は、この法人の設立の趣旨に反する行為をしたとみなされたときは、総会において除名することができる。

2.前項の規定により除名しようとする会員には、その除名の議決を行う総会において、議決に前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費やその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 雑 則

(委任)

第10条 本規定に定めるもののほか、本規定の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則

- 1.本規定は、本法人の成立の日より施行する。